

学校において、児童生徒または教職員に
感染者が確認された場合の学級閉鎖等の基準について

児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、保健所等関係機関と相談の上、以下のとおりの対応とします。

- (1) 感染拡大の懸念がない場合、臨時休業等は実施しない。
- (2) 学級閉鎖
○以下の状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
・直近3日間の陽性者及び濃厚接触者が学級において複数（15%以上）確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とする。
- (3) 学年閉鎖
○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学年閉鎖を実施する。
- (4) 学校全体の臨時休業
○複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学校全体の臨時休業を実施する。

※学年閉鎖については、それ以前の学級閉鎖に加えて実施する場合があります。学校全体の臨時休業についても同様となります。

※児童生徒が登校している間に、陽性者が確認された場合、保健所等関係機関の助言を踏まえ、感染拡大防止に配慮し、速やかに下校させることがあります。

※学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業等の対応を実施する場合は、学校より、当該保護者へのメール配信や各校のホームページ等により周知します。

※町立幼稚園及び保育所については、保健所等関係機関と相談した上で個別に対応します。

なお、太字、下線箇所を変更・追記しております。

新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しております。必要に応じ、上記内容の変更や新たな追加の場合もあります。あらかじめ、ご承知おき願います。

令和4年1月27日